⑶　第15条の２又は第15条の３第１項（同条第２項、第16条の２第６項及び第25条第３項において準用する場合を含む。）の規定により工事設計の全部又は一部を省略する場合は、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄にその旨及び第15条の３第１項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

⑷　第15条の３第１項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

⑸　適合表示無線設備の番号の欄は、当該機器が適合表示無線設備である場合には、技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を記載すること。

⑹　第15条の３第４項（第16条の２第６項及び第25条第３項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定の適用がある無線局の場合は、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、変調方式の欄、終段管の欄及び定格出力の欄の記載を要しない。

⑺　無線設備の機器が、免許の申請の場合において第15条の５第１項第２号に該当するものであるときはその事実を証する書面を添付すること。また、変更の申請又は届出の場合において施行規則別表第１号の３第１の21の項若しくは同表第２の２の項又は別表第２号第１項第１号に該当するものであるときは、その事実を証する書面を添付すること。

⑻　工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

⑼　変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、無線電信の場合は記載を要しない。

⑽　終段管の欄は、終段部の真空管（半導体を含む。）の名称及び個数並びに終段陽極（これに該当するものを含む。）の電圧を記載すること。

⑾　［略］

⑿　送信空中線の型式の欄は、移動する無線局の場合は記載を要しない。

⒀　周波数測定装置（施行規則第11条の３第７号の装置を含む。）について記載するものとし、該当する□にレ印を付けること。ただし、26.175MHzを超える周波数の電波のみを使用する送信機の場合又は空中線電力が10W以下の送信機のみの場合は、記載を要しない。

⒁　送信機系統図として、半導体、真空管又は集積回路の名称及び用途並びに発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法を記載したものを、この別表に定める規格の用紙を用いて提出するものとし、□にレ印を付けること。また、附属装置がある場合は、その諸元及び送信機との関係を記載すること。

　ただし、第15条の３第４項の規定の適用がある無線局の場合は、送信機系統図の提出を要しない。

⒂　その他の工事設計の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第３章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

⑶　第15条の２又は第15条の３第１項（同条第２項、第16条第５項及び第25条第３項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により工事設計の全部を省略する場合は、「発射可能な電波の型式及び周波数の範囲」の欄にその旨を記載すること。

⑷　第15条の３第１項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。

［新設］

⑸　第15条の３第４項（第16条第５項及び第25条第３項において準用する場合を含む。）の規定が適用されることとなる場合は、「発射可能な電波の型式及び周波数の範囲」、「変調方式」、「終段管」、「定格出力」の欄の記載を省略するものとする。

⑹　無線設備の機器が、免許申請の場合において第15条の５第１項第２号に該当するものであるとき又は変更の届出の場合において施行規則別表第一号の三第１の22の項、同表第２の２の項若しくは別表第二号第１項第１号に該当するものであるときは、その事実を証する書面を添付すること。

⑺　工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分についてその変更後の事項を記載すること。

⑻　変調の方式の欄は、無線電信の場合は記載を要しない。

⑼　終段管の欄は、終段部の真空管（半導体を含む。）の名称及び個数並びに終段陽極（これに該当するものを含む。）の電圧及び入力を記載すること。

⑽　［同左］

⑾　送信空中線の型式の欄は、移動する局の場合は記載を要しない。

⑿　周波数測定装置（施行規則第11条の３第７号の装置を含む。）について記載するものとし、該当する□にレ印を付けること。ただし、26.175MHzを超える周波数の電波のみを使用する送信機の場合又は空中線電力が10W以下の送信機のみの場合は記載を要しない。

⒀　送信機系統図として、半導体、真空管又は集積回路の名称及び用途並びに発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法を記載したものを、日本工業規格Ａ列４番の用紙を用いて提出するものとし、□にレ印を付けること。また、付属装置がある場合は、その諸元及び送信機との関係を記載すること。

　ただし、第15条の３第４項（第16条第５項及び第25条第３項において準用する場合を含む。）の規定が適用されることとなる場合は、送信機系統図の提出を要しない。

⒁　その他の工事設計の欄は、当該無線局の工事設計の記載事項以外の工事設計について、法第３章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。